

岩手県告示第319号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成27年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路の種類	路線名	区 間
県道	三日町瀬原線	西磐井郡平泉町平泉字志羅山12番5地先から鈴沢67番2地先まで